

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公 印 省 略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。  
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0095	防衛省公式SNSの運用支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年3月17日(火) (11:15)

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。  
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

## 11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和8年 2月 25日 (水) 12:00 までに提出しなければならない。
- (5) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>) を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 13日 (金) までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。  
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス : [naikyoku\\_chotatsu\\_mailmagazine@ext.mod.go.jp](mailto:naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp)

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

# 仕 様 書

件名	防衛省公式SNSの運用支援役務	作成年月	令和7年11月
		作成課	大臣官房広報課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省公式SNSの運用支援役務（以下「本役務」という。）について適用する。

### 1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

#### 1.2.1 引用文書

- a) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）
- b) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）

## 2 本役務の内容

### 2.1 目的

防衛省・自衛隊では、防衛に対する国民の理解を深め、国民から信頼・協力を得るため様々な手法により広報活動を実施している。

近年、従来の広報メディアに加え、ソーシャルネットワーキングサービス（以下、「SNS」という。）を活用して情報が共有・拡散されるようになったことを受け、広報課においても防衛省・自衛隊公式SNSアカウントを運用し、各種政策や取組に関する積極的な情報発信を行っている。

SNS利用者に直接発信することができるSNSによる広報は、SNSの利用者の拡大に伴って重要性がますます高まっており、広報課としてはSNSを活用し、情報発信及び防衛問題に比較的関心が低いとされる層に対してもより効果的な情報発信を行うため、日々進化するSNS環境に対応した情報発信能力を強化していく必要がある。

本役務では、専門的知識を有する担当者が広報課に対して効果的なSNS広報に関する助言、支援等を行うことでSNSによる情報発信の強化を目的とする。

### 2.2 公式SNSアカウント

官側が運用・管理している公式SNSアカウントは表1のとおり。

表1 公式SNSアカウント

プラットフォーム名	アカウント名	備考
X（旧Twitter）	ModJapan_jp	日本語による発信
X（旧Twitter）	Modjapan_en	英語の他、多言語による発信
Instagram	modjapan	日本語による発信
Instagram	modjapan_en	英語の他、多言語による発信
YouTube	modchannel	日本語による発信

## 2.3 業務内容

### 2.3.1 総合的な広報戦略設計

#### a) KPIの設計

広報活動の成果を定量的に評価可能とするため、SNS運用における主要業績評価指標（KPI）を設計すること。

#### b) ターゲット層に応じた投稿設計及び拡散手法の提案

防衛省・自衛隊に関心の薄い層（若年層等）をターゲットとし、各SNSプラットフォーム（X, Instagram, YouTube）の特性を踏まえた投稿内容の設計及び拡散手法を提案し、官側と協議の上、決定すること。

#### c) SNSアルゴリズム及びユーザ傾向を踏まえた情報発信計画の策定

各SNSプラットフォームのアルゴリズム及びユーザの行動傾向を分析し、それに基づいた戦略的な情報発信計画を策定すること。

#### d) 防衛省広報アドバイザーとの連携による企画提案

別紙第1に記載した防衛省広報アドバイザーとの連携を前提とし、広報方針に、整合する戦略的な情報発信の企画を提案し、官側と協議の上、決定すること。

#### e) 防衛省に適したトーン&マナーの設計

防衛省の広報活動において一貫性を保ち、誤解を招かない表現を用いるため、SNS投稿におけるトーン&マナー（文体、語調、表現スタイル等）を設計し、運用指針として提案し、官側と協議の上、決定すること。

#### f) 広報戦略設計資料の作成

表1の公式アカウントのSNS運用を効果的に進めるために、a)～e)の内容をまとめた「総合的な広報戦略設計資料」を作成し、官側に提出すること。

### 2.3.2 SNS向けコンテンツの制作

#### a) 官側が撮影した動画素材の編集

ア 官側が撮影した動画素材を契約相手方に送付し、その素材をもとに、SNS向けのショート動画又は通常動画を官側と協議の上、編集・制作すること。

イ 編集にあたっては、各SNSプラットフォームの特性及び目的等を踏まえた内容とすること。

ウ 必要に応じて、テロップやBGM等を付加すること。

エ 動画内で使用する楽曲等のコンテンツ（官側から提供したのを除く）については、著作権等の権利関係においてトラブルが発生しないよう、予め権利者等に許諾を得る等、契約相手方で責任をもって処置すること。

#### b) 情報発信のテーマに合わせた動画制作

ア 防衛省・自衛隊の取り組みに関する動画コンテンツの企画コンテの制作、企画、撮影・収録、編集を行い、視聴者の関心を喚起する動画を制作すること。

イ 必要に応じて、テロップやBGM等を付加すること。

ウ 動画内で使用する楽曲等のコンテンツ（官側から提供したのを除く）については、著作権等の権利関係においてトラブルが発生しないよう、予め権利者等に許諾を得る等、契約相手方で責任をもって処置すること。

エ 撮影スタッフ、機材費、移動費その他撮影に係る一切の費用は、契約相手方の負担で用意すること。

c) サムネイルの制作

- ア 各SNSプラットフォームに掲載するサムネイルを制作すること。
- イ サムネイルは、視認性、訴求力等を考慮し、動画内容を適切に伝えるデザインとすること。

d) コンテンツ制作の作業見込み

別紙第2のとおり。

e) コンテンツの納品

動画コンテンツの完成版の提出はその都度、指定の形式によりデータで提出すること。

### 2.3.3 SNSアカウント運用支援業務

a) SNS投稿案文の作成、編集等

ア 官側が実施する表2で示す公式SNSアカウントの投稿作業に先立ち、官側が作成した投稿案文を各SNSプラットフォームに適した内容に編集すること。

イ 投稿案文は、広報方針、情報発信テーマ、トーン&マナーに準拠し、視認性・訴求力を考慮した内容とすること。

ウ 必要に応じて、静止画・動画との組み合わせを想定した文案構成にすること。

エ 投稿案文は、官側の確認・修正指示を踏まえ、速やかに再編集を行うこと。

オ 公式SNSアカウントの投稿案文の作業予定数は、表2のとおり。

表2 公式SNSアカウントの投稿案文の作業予定数

プラットフォーム名	アカウント名	投稿案文の作業予定数
X (旧 Twitter)	ModJapan_jp	年60本程度
Instagram	modjapan	フィード投稿：年60本程度 リール投稿：年24本程度 ストーリーズ：年60本程度
YouTube	modchannel	通常動画：年8本程度 ショート動画：年24本程度

カ 編集後の投稿案文は官側が各SNSプラットフォームへ投稿するため、契約相手方による投稿作業は不要とする。

キ 各SNSプラットフォームの特性やユーザの状況に応じて、最も広報効果が高く、かつ、リーチが望める投稿タイミングについて、アドバイスを行うこと。

ク 各府省SNSアカウントに対するリポスト等の依頼は、官側で対応するため、契約相手方による対応は不要とする。

ケ 各SNSプラットフォームの投稿に対するコメントや反応への契約相手方での対応は不要とする。

コ 他のアカウントのフォロー等についての対応は官側が行うものとし、契約相手方による対応は不要とする。

b) 炎上対策体制の構築

ア 官側が運用する表1の公式アカウントに対して、利用者から寄せられるコメントを定期的に確認し、不適切な投稿や炎上の兆候を早期に把握できるよ

う、監視・報告の体制を整備すること。

イ 炎上の兆候を確認した場合は、速やかに官側へ報告すること。

#### 2.3.4 SNS運用状況の分析及び利用動向の分析

##### a) SNS運用状況の分析

ア 表1の公式アカウントにおける投稿内容、インプレッション数、フォロワー数の推移、コメント傾向等を収集・整理し、月次の運用状況としてレポートを作成し、官側に提出すること。

イ 分析結果を踏まえ、翌月以降のSNS運用における改善施策を提案すること。なお、提案は、実現可能性、効果見込み、リスク等を考慮した具体的な内容とすること。

##### b) マーケティングリサーチと分析

ア SNSの利用動向や投稿トレンド等を把握するため、3ヶ月に1回の頻度でマーケティングリサーチを実施すること。

イ 調査結果をもとに、どのような投稿内容・形式が効果的か分析し、改善提案を含むレポートを作成し、官側に提出すること。

#### 2.3.5 SNS担当者向け勉強会の企画・実施業務

##### a) 勉強会の企画

年1回程度、防衛省各機関等のSNS担当者向け勉強会を実施すること。

勉強会は、以下の内容を含むものとする。

ア SNSの最新動向、各プラットフォームの活用方法、投稿設計のポイント

イ 炎上リスクの事例紹介、予防策、初動対応のフロー

ウ 防衛省の広報方針・トーン&マナーに即した運用上の留意点

##### b) 資料の作成

勉強会に使用する資料を作成すること。なお、内容は官側と協議の上、決定すること。

#### 2.4 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間とする

### 3 本役務の実施体制

#### 3.1 役務実施責任者の選任

契約相手方は、本役務の実施に際し、役務実施責任者を定め、官側からの質問、資料の提示等の指示に応じなければならない。

#### 3.2 役務実施担当者

契約相手方は、役務実施担当者を1名以上選定する。役務期間中は同一人物が役務を実施し、原則として期間途中での交代は認めない。ただし、官側が了承した場合はこの限りではなく、交代の際には官側の承認を得ること。

#### 3.3 役務従事者名簿の提出

契約相手方は、役務従事者名簿を提出し、官側の承認を得るものとし、役員を変更等する場合も同様とする。

### 4 本役務の要件

#### 4.1 契約相手方に対する要件

a) 本役務を円滑かつ支障なく実施できる管理体制が提供できること。

b) 官公庁において、10万以上のフォロワーを有するSNSの運用及び分析の業務実績を有すること（再委託も含む。）。

- c) 官公庁において、SNSに関する研修会実施の実績を有すること。
- d) プライバシーマークまたはJAPICOマーク（日本産業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合）取得事業者または、いずれかの認定と同等以上の個人情報保護及び情報セキュリティを遵守するための体制及び対応方法について証明する規定を有していること。

#### 4.2 業務従事者の要件

業務従事者は以下の要件を満たすこと。

- a) 全般
  - ア 日本国籍を有すること。
  - イ SNS（SNS用動画を含む。）に関する知見，実務経験があること。
- b) 役務実施責任者等については，上記アに加え以下の要件を満たすこと。
  - ア 役務実施責任者
    - 直近3年間に官公庁において，SNS（SNS用動画を含む。）に関する支援業務を適切に履行した経験がある者。
  - イ 役務実施担当者
    - 直近3年間に民間企業等において，SNS広報（SNS用動画を含む。）に関する分野での支援業務や同等の実務経験がある者。

#### 5 契約条件等

この役務の全部を第三者に委任し，または請け負わせることを原則禁止とする。ただし，再委託の相手方の名称，住所，再委託する理由，再委任する業務の範囲，再委託の相手方に係る業務の履行能力等について，官側が了承した場合はこの限りではない。なお，海外の業者に委託することは認めない。

#### 6 納入品

納入品は，表3のとおりとする。

表3 納入品

名称	部数	納入期限	備考
総合的な広報戦略設計資料	1	発生の都度	電子 ファイル
コンテンツ制作物	1	発生の都度	
月次報告書（分析レポート）	1	翌月第4週まで （契約最終月は除く。）	
マーケティングリサーチレポート	1	発生の都度	
勉強会資料	1	発生の都度	
役務従事者名簿	1	契約後速やかに	

※ 電子ファイルは，MS-Word・MS-Excel・MS-PowerPoint形式等を使用して作成し，官側担当者にメール等にて送付すること。

#### 7 情報保全

契約相手方は，資料等の取扱いにおいて細心の注意をもって行うものとし，契約の履行上，知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約の履行終了後においても同様とする。

## 8 検査及び検査方法

この仕様書に基づき，支出負担行為担当官補助者の確認をもって行う。

## 9 その他

- a) この仕様書に疑義がある場合には，官側と協議し，その指示に従うものとする。
- b) 本役務において使用する物品等は，「環境物品等の調達に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし，基本方針の改定があった場合には，これに従うものとする。

# 防衛省広報アドバイザー

各界で活躍されている4名の方々に「広報アドバイザー」に就任いただき、防衛省・自衛隊の広報に関する助言をいただくとともに、SNS発信、イベントやメディアへの出演等を通じて広く国民の理解を得る取組。



俳優/タレント  
志田音々さん



フリーアナウンサー  
青木源太さん



俳優  
平野宏周さん



俳優  
松田実桜さん



Instagram

25.5万人

3.9万人

10.1万人

3.8万人



10万人

4.8万人

28.9万人

4.8万人



YouTube

4.3万人

—

2.2万人

—

※数字はSNSフォロワー数

## コンテンツ制作の作業見込み

コンテンツ	作業内容	作業見込み	作業期間
通常動画 (5分程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官側が撮影した動画素材を契約相手方に送付し、その素材をもとに、SNS向けのショート動画又は通常動画を官側と協議の上、編集・制作すること。</li> <li>・編集にあたっては、各SNSプラットフォームの特性及び目的等を踏まえた内容とすること。</li> <li>・必要に応じて、テロップやBGM等を付加すること。</li> <li>・動画のSNS投稿案文を作成すること。</li> <li>・サムネイルを制作すること。</li> <li>・動画内で使用する楽曲等のコンテンツ(官側から提供したのを除く)については、著作権等の権利関係においてトラブルが発生しないよう、予め権利者等に許諾を得る等、契約相手方で責任をもって処置すること。</li> </ul>	年2本程度	細部については、官側と協議の上、決定するものとする。
通常動画 (3分程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛省・自衛隊の取り組みに関する動画コンテンツの企画コンテの制作、企画、撮影・収録、編集を行い、視聴者の関心を喚起する動画を制作すること。</li> <li>・防衛省・自衛隊の取り組みを部隊などで撮影し、自衛隊音楽まつりのバックスクリーンで流す動画を制作すること。</li> <li>・制作する動画の本数は以下の通り。 (1) 3分を基準とした防衛省・自衛隊のPR動画を1本作成すること。 (2) 3分以内で防衛省・自衛隊の取組をPRする動画を5本程度作成すること。</li> <li>・動画の内容は、「国家防衛戦略」等に基づく防衛省・自衛隊による防衛力の抜本的強化のための取組、国際的な安全保障協力への取組を踏まえた内容にすること。 (イメージ) ・自衛隊の任務(全般) ・自衛隊の活動(国内編) ・自衛隊の活動(国外編) ・自衛隊の人材育成 ・自衛隊員の生活・勤務環境 ・陸海空自衛隊のバランスが均等になるよう構成</li> <li>・タレントは起用せず、現役自衛官を被写体として撮影すること。</li> <li>・サムネイルを制作すること。</li> <li>・必要に応じて、テロップやBGM等を付加すること。</li> <li>・動画内で使用する楽曲等のコンテンツ(官側から提供したのを除く)については、著作権等の権利関係においてトラブルが発生しないよう、予め権利者等に許諾を得る等、契約相手方で責任をもって処置すること。</li> <li>・撮影スタッフ、機材費、移動費その他撮影に係る一切の経費は、本経費に含めること。</li> </ul>	年6本程度	細部については、官側と協議の上、決定するものとする。
ショート動画 (1分程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官側が撮影した映像や写真を契約相手方に提供し、その映像などを編集し、広報用PR動画を制作すること。</li> <li>・動画のSNS投稿案文を作成すること。</li> <li>・動画内で使用する楽曲及び編曲の許諾は契約相手方で調整すること。</li> </ul>	年24本程度	細部については、官側と協議の上、決定するものとする。
サムネイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各SNSプラットフォームに掲載するサムネイルを制作すること。</li> <li>・サムネイルは、視認性、訴求力などを考慮し、動画内容を適切に伝えるデザインとすること。</li> </ul>	年5本程度	細部については、官側と協議の上、決定するものとする。

納入形式は以下の通り。

- ・画像:PNGまたはJPEG形式
- ・動画:MP4形式(縦型・横型の指定あり)
- ・投稿文:WordまたはExcel形式で一覧化